

指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果（平成30年度実績）【抜粋】

【主な指摘事項】

各種加算

送迎加算について、送迎実績のない利用者分の請求が行われている。

個別支援計画を未作成の者について、個別支援計画未作成減算が適用されていない。

欠席時対応加算について、2営業日前までに利用者から欠席の連絡があった場合に算定できるが、3営業日以前に連絡があった日についても算定している。

欠席時対応加算の算定に係る支援記録について、具体的な相談援助の内容等必要な内容が具備されていない。

利用者が入院した期間、入院・外泊時加算を算定しているが、当該利用者の空きベッドを活用し、別の利用者に対し短期入所のサービスを提供している（当該期間は入院・外泊時加算を算定できない。）。

入院時支援特別加算について、家族等の入院等の支援が困難であるため、施設側が病院訪問、連絡調整等必要な支援を行うことを、あらかじめ個別支援計画に位置付けること。また、病院訪問、連絡調整等必要な支援を行った場合には、その支援内容を記録すること。

○ 個別支援計画未作成等減算

【留意事項通知】 第二の1

(10) 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

① [略]

② 算定される単位数

(一) 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

(二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

③ [略]

④ 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い

具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。

(一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。

(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

○ 欠席時対応加算（利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算）

【留意事項通知】 第二の2(6)⑨

(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。

(二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

○ **入院・外泊時加算**（施設入所支援、利用者が病院等に入院した場合や居宅へ外泊した場合等に、所定単位数に代えて算定）

【留意事項通知】 第二の 2 (9)⑨

(四) 入所者の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にある場合は、当該利用者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能であること。ただし、この場合、入院・外泊時加算は算定できないこと。

○ **入院時支援特別加算**（病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に算定（月 1 回を限度）、共同生活援助）

【報酬告示】 別表第 15 の 3

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第 208 条、第 213 条の 4 又は第 213 条の 14 の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、**共同生活援助計画**、日中サービス支援型共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画等」という。）に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1 月に 1 回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

【留意事項通知】 第二の 3 (8)⑫ ※準用

(四) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業者の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、**その支援内容を記録しておくこと。**

【解説】

指摘事例は、いずれも、報酬告示や留意事項通知等の確認不足によるものです。参考図書（障害者総合支援法事業者ハンドブック（指定基準編、報酬編）（中央法規出版株式会社））を参照する等し、報酬告示・留意事項通知等をよく確認してください。

計画の作成（書類の交付）

個別支援計画が作成されていない（または、個別支援計画書等の書類が整理されておらず、個別支援計画の作成状況などが確認できない。）。

個別支援計画の作成に当たり、担当者会議が行われていない。

個別支援計画の目標及び実施内容が「作業に取り組みます」「より多くの経験を身に付けていただきます」等、抽象的な内容を設定している（利用者の状況に応じた具体的な目標及び支援の内容を設定

すること。)

個別支援計画の同意欄に署名や押印がない。

個別支援計画の見直しが必要な頻度で行われていない。

※基準は、療養介護を引用しています。

【省令】

第 58 条 指定療養介護事業所の管理者は、**サービス管理責任者**に指定療養介護に係る**個別支援計画**（療養介護計画）の**作成に関する業務を担当**させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 **アセスメント**に当たっては、**利用者**に**面接**して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置づけるよう努めなければならない。

5 **サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議**（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を**開催**し、前項の**療養介護計画の原案の内容について意見を求める**ものとする。

6 サービス管理責任者は、**療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意**を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、**当該療養介護計画を利用者に交付**しなければならない。

8 **サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握**（モニタリング）を行うとともに、**少なくとも6月に1回以上**（注：就労移行支援、自立訓練にあつては、3月に1回以上）、**療養介護計画の見直し**を行い、**必要に応じて、療養介護計画の変更**を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に利用者面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

【解釈通知】 第四の3(7)

療養介護計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上

での留意事項等を記載した書面である。

また、療養介護計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。

【解説】

省令に定める手続に従い、サービス管理責任者は、適切に個別支援計画を作成することが必要です。